

社会保険庁からの「ねんきん特別便」

II 年金加入記録回答票 #80014093

①お送りしたはずなのに記録をおかしいと思います。
②お記入にあたっては、印刷のリーフレットを参考にしてください。
③お記入いただいた内容については秘密を守ります。

1. 必ずしも、下の実例内にご記入ください。(欄出年月日 年 月 日)

2. お届けした標準記録の内容に、「もれ」や「間違い」がありますか。
①「もれ」や「間違い」がある場合は、欄内①～④にお書きの上、裏面をお送りください。
②「もれ」や「間違い」がない場合は、欄内⑤にお書きの上、裏面をお送りください。

3. 上記①で標準記録の内容は、追加すべき記録の内容や、修正すべき記録の内容を記入してください。
①欄内⑤に記入してください。

4. 平成21年12月以前に、届期など特が変わった方で、特が変わる前にも標準加入したことがある方は、その届期と特が変わった年月をお記入ください。

回答される前に、
わからないことや疑問な点があれば
『ねんきん特別便 専用ダイヤル』へ！
0570-058-555
(受付時間)
月～金曜日：午前9時～午後8時まで
第2土曜日：午前9時～午後5時まで
◎社会保険庁ホームページ
<http://www.sia.go.jp/>

昨年、社会保険庁が発行する共済組合員に係る「ねんきん特別便」(以下「社保庁「ねんきん特別便」」)が、各所属共済事務担当者の方より組合員の皆さま(自宅への直送にて既に社保庁「ねんきん特別便」が配布されている方等一部の組合員を除きます。)に配布されました。

この社保庁「ねんきん特別便」は、社会保険庁で管理している皆さまの年金記録をお知らせしているものであり、その年金記録の内容に「もれ」や「間違い」がないか十分に確認した上で、「もれ」や「間違い」がある場合も、ない場合も必ず『年金加入記録回答票』にその旨を記載し返送することとされています。

なお、この『年金加入記録回答票』は、原則として各所属共済事務担当者の方にとりまとの上、一括して社会保険庁に送付することとされていますので、まだ提出されていない方がおられましたら、早急に同封の返信用封筒に入れて封をし、裏面に住所・氏名をご記入の上、各所属共済事務担当者の方までご提出ください。

『年金加入記録回答票』の提出はお済みですか？



出産費・家族出産費の額が引き上げられます

平成21年1月以降の分娩から適用

地方公務員等共済組合法施行令の一部改正に伴い、「出産費」「家族出産費」の給付額(定額)が平成21年1月以降の分娩から次のように引き上げられます。

これは、平成21年1月より全国の分娩取扱医療機関が加入予定の「※産科医療補償制度」が創設されたことによるものです。

現 行 **35万円** → 改正後 **38万円**

(注)分娩取扱医療機関が「産科医療補償制度」に加入していない場合の給付額は、現行の35万円となります。なお、附加給付額(2万円)の変更はありません。

※「産科医療補償制度」の概要

産科医が安心して働き産科医の深刻な医師不足を解消するため、分娩に関連して発症した脳性麻痺となった子及び家族の経済的負担の補償機能、原因の分析と再発防止の機能および産科医療の質の向上などを目的とした制度として創設され、分娩取扱医療機関が保険料を支払いこの制度に加入するものです。